

「北いわて通年型周遊滞在促進業務」企画提案の審査結果について

「北いわて通年型周遊滞在促進業務」に係る企画提案には、1者から応募をいただきました。

企画提案審査要領に基づき、下記委員で構成する企画提案選考委員会を開催（書面開催）し、提案者から提出された企画提案書等に基づき審査を行い、次のとおり委託候補者を選定しましたのでお知らせします。

記

1 企画提案選考委員会開催日時

書面開催

2 選考委員会委員

	所属	職名	氏名
委員長	岩手県北広域振興局経営企画部産業振興室	特命参事兼 産業振興室長	熊谷 郁夫
委員	八戸市役所商工労働観光部観光課	次長兼観光課長	三浦 隆亨
委員	岩手県沿岸広域振興局経営企画部産業振興室	産業振興室長	菊池 修二
委員	岩手県北広域振興局二戸地域振興センター	交流連携 特命課長	立柳 敦

3 選考基準等

別添「北いわて通年型周遊滞在促進業務 企画コンペの審査について」のとおり

4 審査結果

(1) 受託候補者

特定非営利活動法人 久慈広域観光協議会

(2) 評価点

企画提案参加者	各委員評価点合計
特定非営利活動法人 久慈広域観光協議会	144点/200点

各委員の評価点の合計が、中位点の合計120点（200点満点）を上回り、本業務を実施するにふさわしいと認めたもの。

北いわて通年型周遊滞在促進業務

企画コンペの審査について

令和4年5月

岩手県

この「企画コンペの審査について」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「北いわて通年型周遊滞在促進業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するための、企画コンペ方式の審査の指針等について定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画コンペの審査は、委託企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、コンペ参加者から提出されたコンペ提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は50点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査	審査項目	審査観点	配点
企画提案内容	実施方針	事業目的を理解し、業務についての方針が的確であるか。	10
	提案内容	事業の企画・運営に係るコンセプトが明確で、十分な成果が期待できるか。（情報発信の手段・手法、連結企画の景品（全ラリ一制覇賞（仮称））の内容等）	15
	事業の実施	実施可能な事業企画となっているか。	5
実施体制	実施体制	振興局との連携調整や打合せ、関係者との連絡調整等に適切に対応できるか。	5
	過去の実績	本事業に類似する事業で良好な実績を有しているか。	5
	経営基盤	団体の経営基盤がしっかりしており、適切な経営がされているか。	5
見積	見積額	見積額が予算の範囲内で、積算に係る単価や経費が妥当なもので、企画提案の内容と整合性がとれているか。	5
	見積内容		
合計			50

3 審査方法

- (1) 審査は企画コンペ提案書及びコンペ参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) コンペ参加者が4者を超える場合には、委員会の部会においてコンペ提案書による審査

(以下「一次審査」という。)を実施し、上位と評価された4者により、委員会においてコンペ提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。

- (3) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、委員会で合計した総得点により順位を付けて振興局に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議の上順位を決定する。

- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件として、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

4 受託者の選定

振興局は、審査委員会の審査結果を参考に、受託者を選定する。

5 審査結果の通知

審査結果は、受託者の選定後、速やかに応募者に文書で通知するとともに、岩手県ホームページに掲載して公表する。